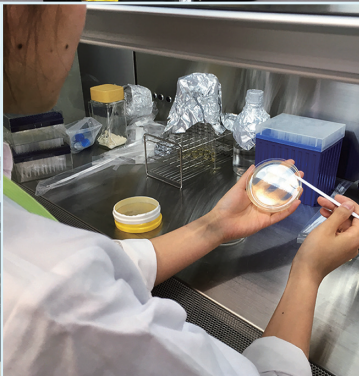


京都市では、国家戦略特区による 「規制緩和・改革」の新たな提案を 募集しています！



新たなビジネス創出や、地域課題の解決につながる
法律の規制緩和等を国に提案することが可能です！

～「国家戦略特区」とは～

“世界で一番ビジネスをしやすい環境”
を作ることを目的に、地域や分野を限定し、
大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇
を行う規制改革制度です。



～このようなお困りごと・課題があれば、ぜひご相談ください～



- 最先端技術を新規ビジネスに活用したいが、現在の法制度では認められていない
- 環境・交通・観光等、地域課題の解決に関するアイデアを実現させたいが、法規制により進展しない 等

■ 京都市内で行うすべての事業等が対象です。

- 京都市は、市内全域が「関西圏国家戦略特区（京都府・大阪府・兵庫県）」として、平成26年に国の指定を受けています。
- 事業者の皆様（企業等の法人、個人事業者、大学など）は、京都市内で行うすべての事業等に対して、規制緩和等を提案できます。

■ 国家戦略特区における支援制度

○ 法律の規制緩和等

- 課題解決につながる**新たな規制緩和等を「オーダーメイド」で提案**できます。
- 国において既に認定されている「**規制緩和メニュー（60項目以上）**」について、**京都市域での活用を提案**できます。

規制緩和メニューの一例

※ 写真はイメージ

- 自動運転、ドローンなど実証実験の迅速化に資する「規制のサンドボックス制度」



- 高度な外国人材の受入れを推進するための「高度人材ポイント制」に係る特別加算

○ 税制・金融上の支援

- 先端的な事業（例：高度医療の研究開発、革新的技術を使った農業）に取り組む企業に対する、金融機関から受ける貸付への利子補給金の支給、設備投資への税制支援、所得控除、エンジェル税制、等

※ 詳しい要件等は、下記担当までお訊ねください。

■ 実現までの主な流れ

相談
受付

京都市で
方針を確認し、
内閣府に提案

国・自治体・
事業者等により
協議を実施

省庁了解の後、
内閣総理大臣が
認定

提案の
実現

～ お問い合わせ ～

京都市 総合企画局 都市経営戦略室

電話：075-222-3981



※ 制度の詳細は、京都市 HP でもご紹介しています！